

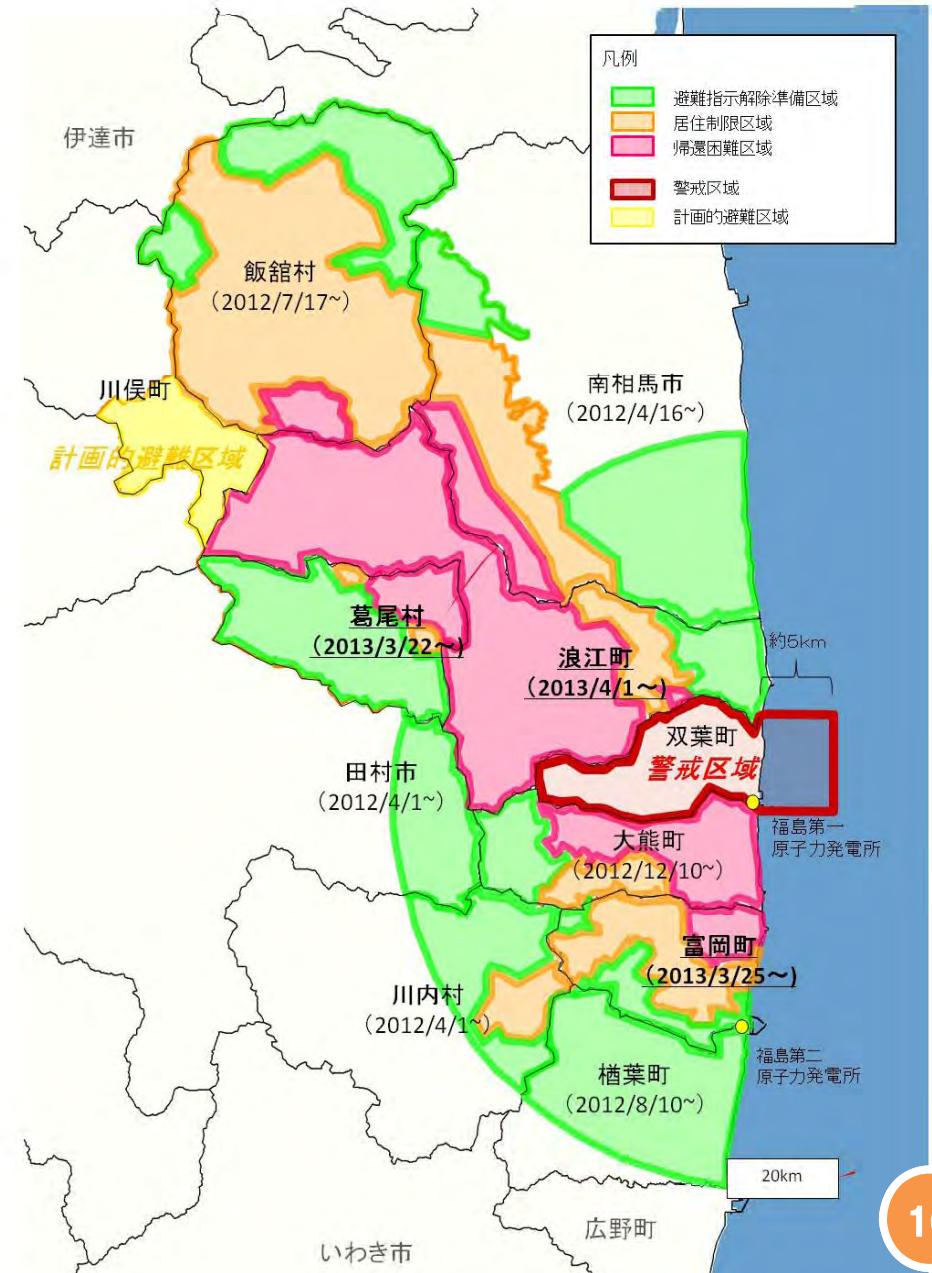
②原子力発電所事故への対応

原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域の見直し状況

MAFF

- 平成25年3月11日現在、「警戒区域」及び「避難指示区域」を含む12市町村のうち、10市町村において順次区域見直しを行い、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」を設定（葛尾村、富岡町、浪江町については、それぞれ3/22、3/25、4/1に施行予定）。

区域名	概要
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

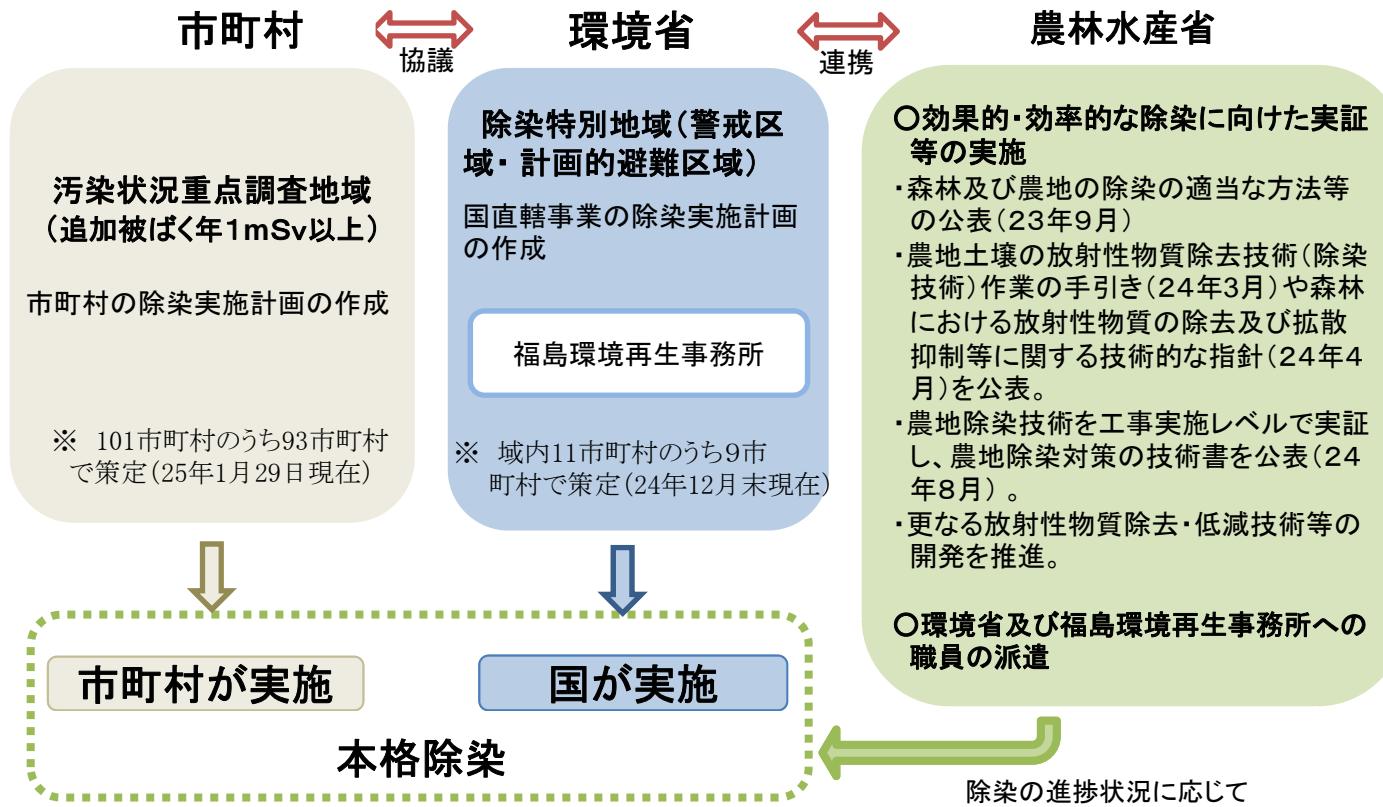


環境省などと連携し、農地・森林の計画的な除染を推進

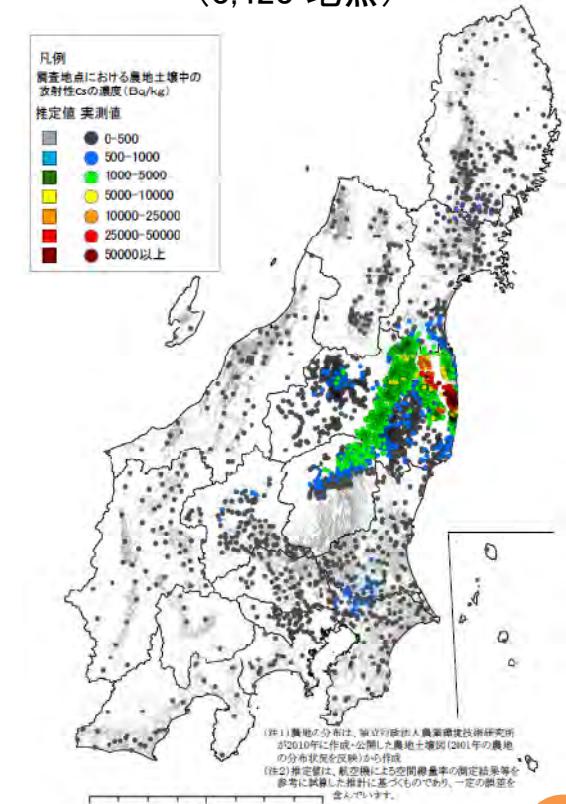
MAFF

- 除染については、復興大臣の陣頭指揮の下、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでいるところ。当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。
- 今後とも、着実な除染の実施に向け、現場の課題に応じた除染技術の開発等を実施。

◇ 環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進



農地土壤の放射性物質濃度分布図
(3,423 地点)



平成24年3月23日農林水産省公表

汚染された農林業系廃棄物の一時保管・減容化等を推進

MAFF

- 放射性セシウムに汚染された稻わら等農林業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000 Bq/kg超は指定廃棄物として国(環境省)が、8,000 Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理。
- 農林水産省としては、中間処理・最終処分までの間、営農等に支障が生じないよう、また、風評被害の原因とならないよう、汚染稻わら等の一時保管や汚染樹皮(バーク)の減容化等を推進。



- ・ 放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援。
- ・ 地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理費用等を支援。

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策を実施

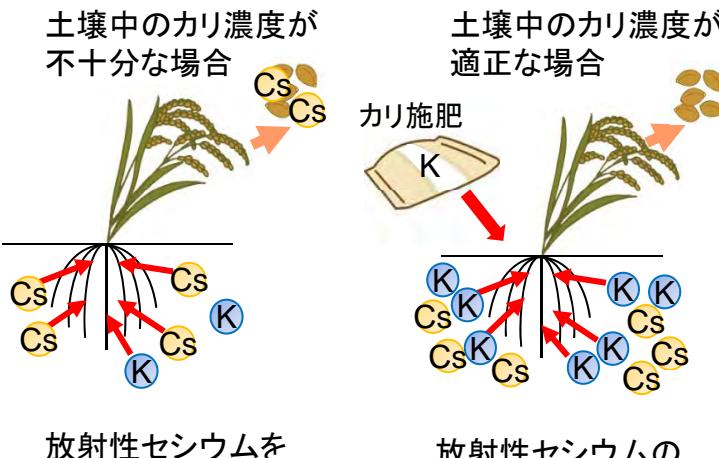
MAFF

- 食品の基準値に整合する農林畜産物のみが出荷されるよう、品目ごとの特性に応じて、除染、作付制限、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。
- 引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

■ 米

- ・ 24年産米は、23年産の検査結果から、米に含まれる放射性セシウム濃度が500 Bq/kgを超過した地域等で作付制限。
- ・ 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
- ・ きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



米の放射性セシウム検査



米の試験栽培

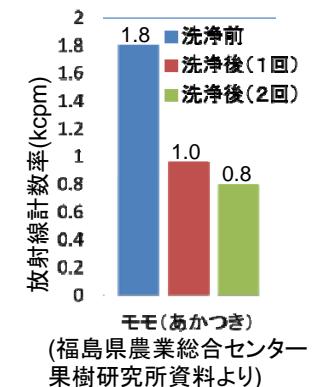
作付制限区域では、作付再開を目指して試験栽培を実施

■ 果樹

あらかわ

- ・ 樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等の除染作業を実施した結果、24年産果実の放射性セシウム濃度は大幅に低下。

高圧洗浄(モモ)の例



■ 畜産物

- 畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- 牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の暫定許容値の改訂

(牛:24.2.3施行、馬、豚、鶏:24.4.1施行)

食品の基準値を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (Bq/kg)	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛・馬	300	100
豚	300	80
鶏	300	160

牧草地の除染作業の事例



家畜の飼養管理等の対応

- 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
- 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
- 代替飼料確保の支援

■ きのこ

- きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。
(きのこ原木:50 Bq/kg、菌床用培地:200 Bq/kg)
- 指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきのこ生産に取り組んでいるところ。

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の購入支援



ブルーシアンブルーによる除染試験

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準が低下

MAFF

- 農業生産現場における取組の中で、農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低くなっています。23年度末までと比べ、基準超過の比率も大幅に低下。
- きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

平成24年4月以降の農林水産物の放射性セシウム検査結果(17都県分) (平成24年4月1日～平成25年2月28日)

品目	検査点数	基準値 ^{注2} 超過点数	超過割合	(参考)23年度末までの超過割合 ^{注3}	基準値超過品目
米	1, 023万	84	0. 0008%	2. 2%	米
麦	1, 816	0	0%	4. 8%	
豆類	4, 387	22	0. 5%	2. 3%	大豆、小豆
野菜類	17, 508	5	0. 03%	3. 0%	ホウレンソウ ^{注4} 、アシタバ、レンコン、クワイ、コマツナ ^{注4}
果実類	4, 386	13	0. 3%	7. 7%	ウメ、クリ、ブルーベリー、ユズ、ミカン
茶	837	13	1. 6%	8. 6%	茶
その他地域特産物	3, 286	14	0. 4%	3. 1%	そば
原乳	2, 191	0	0%	0. 4%	
肉・卵 (野生鳥獣肉を除く)	137, 318	4	0. 003%	1. 3%	牛肉、豚肉、馬肉
きのこ・山菜類	6, 115	599	9. 8%	20%	原木しいたけ(露地栽培・施設栽培)、たけのこ等
水産物	15, 835	1, 029	6. 5%	20%	カレイ、アイナメ、スズキ、ヤマメ等

注1:厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき作成

注2:超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。新基準値:100 Bq/kg(茶については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg、経過措置として、米と牛肉については 9月30日、大豆については 12月31日まで500 Bq/kg)。

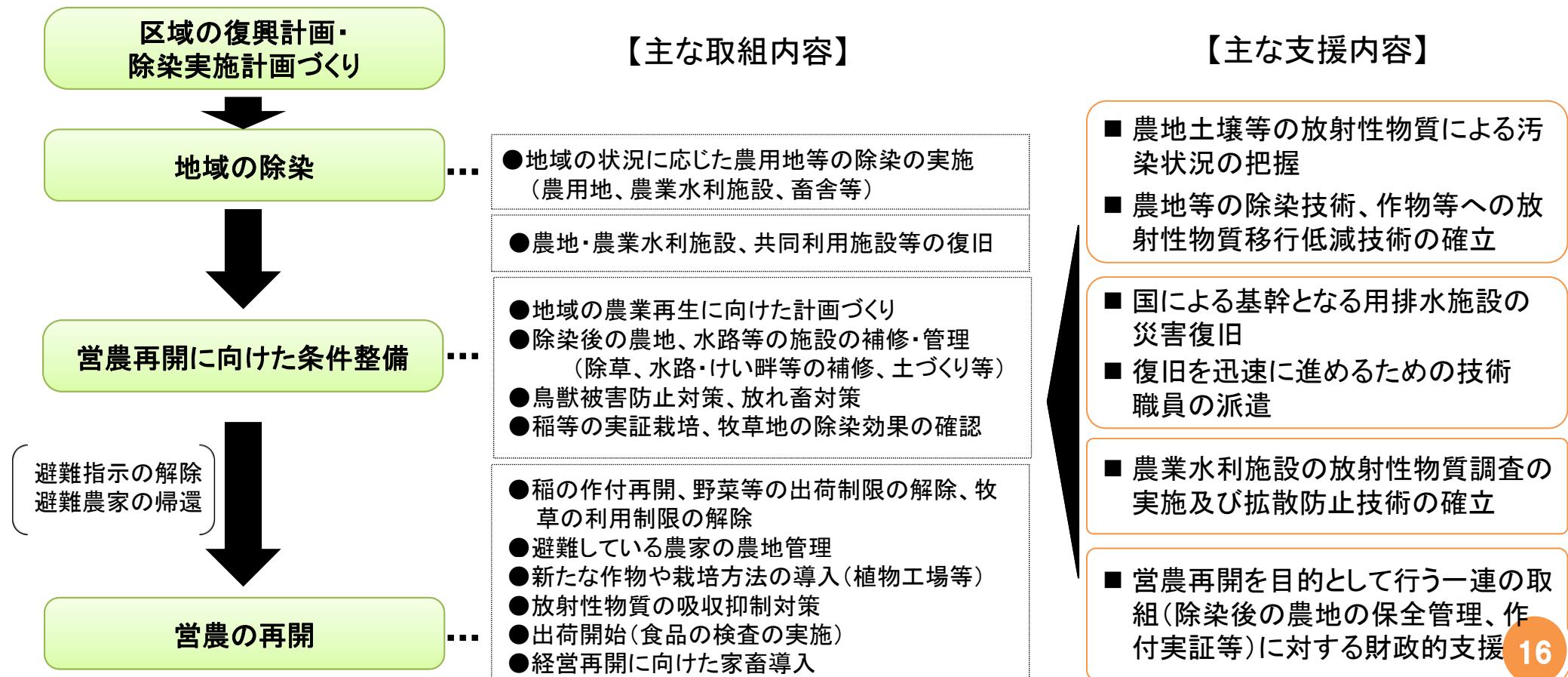
注3:新基準値の超過割合。23年度末までの米については、福島県が実施した緊急調査の結果を含む。23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kg超のデータを集計(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50)。

注4:超過は各々1点のみで、汚染した被覆資材の使用による交差汚染の可能性。

避難区域等の除染後農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を支援

- 環境省の実施する農用地等の除染と連携して、農地、農業用施設の復旧等を実施。
 - 農地の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援。
 - 各市町村ごとの課題を把握し、地域の実情に応じた取組を具体化。

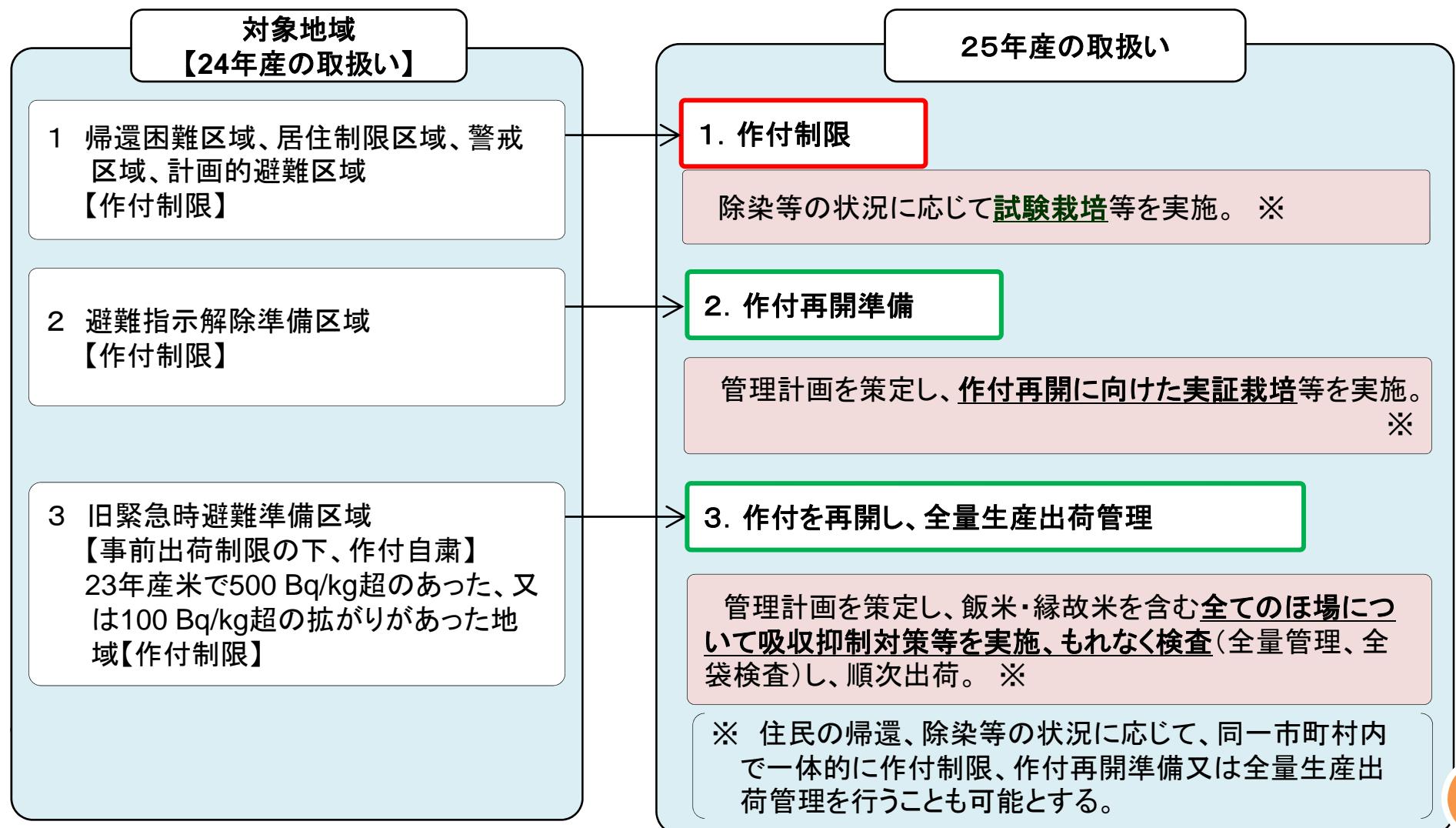
■ 避難区域等の営農再開に向けた道筋



避難区域等における稻の作付再開に向けた取組を推進

MAFF

- 避難指示区域の見直しが進んできていることを踏まえ、「25年産米の作付等に関する方針」において、避難指示解除準備区域については、作付再開に向けた実証栽培を進める作付再開準備区域に設定するなど、稻の作付再開に向けた取組を後押し。



間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援

MAFF

- 林業再生の観点から、 $2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満※1の地域において営林が進められていくことを踏まえ、
 - ① 汚染状況重点調査地域等の放射性物質による影響のある森林※2を対象に、
 - ② 県・市町村等の公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に講じるための対策を平成24年度補正予算から新たに実施。

※1 $2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満(週40時間、52週で $5\text{mSv}/\text{年}$ に相当)の地域では、基本的に除染電離則に基づく労働者の線量管理等の特別な対策が不要。

※2 空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える森林。

公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に推進

○ 実証地選定のための森林調査等

- ・実証地の選定のための森林の放射線量等の調査
- ・作業計画の検討のための実証対象森林の調査
- ・森林所有者への説明・同意取付等を実施。



概況調査等



同意取付

○ 公的主体による森林整備

- 放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について、県・市町村等の公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備

○ 放射性物質対策の実証

- 放射性物質への影響に対処するため、
- ・森林整備に伴い発生する枝葉等の破碎、梱包、運搬
- ・木質バイオマス関連施設において利用するためのバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備等の実証的な取組を実施。



破碎等の実証



熱供給施設等での利用

- 本対策の対象エリアは放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域等8県104市町村。

- 福島県の構想（森林の汚染状況等に応じ、すみやかな除染の実施と間伐等の森林整備による森林再生を推進）等を踏まえ、H24補正予算及びH25当初予算に計上。

放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・試験販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援

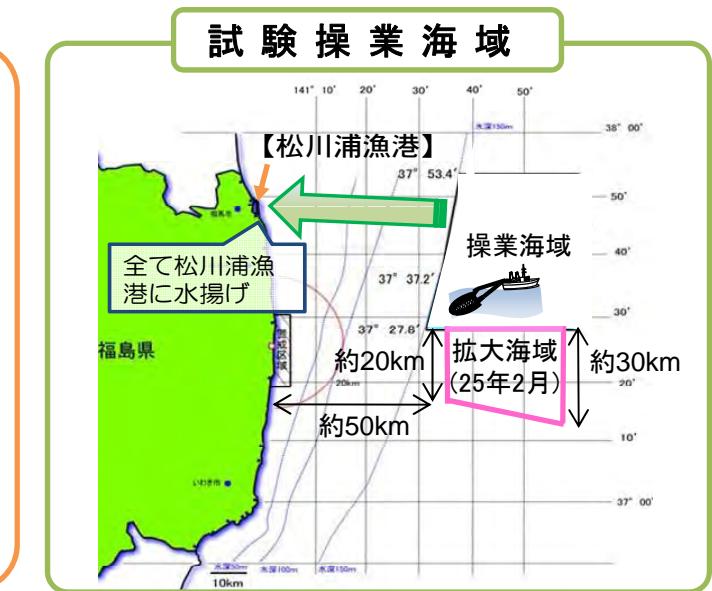
MAFF

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、福島県漁連が福島県地域漁業復興協議会を設置し、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・魚種について試験的な操業を実施。
- 引き続き、福島県漁業復興協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、高濃度に放射性物質で汚染された魚類の汚染源・汚染経路の解明等を実施。

◆福島県における漁業再開に向けた取組～販売を伴う試験操業の拡大～

これまでの取組

- 平成24年6月下旬から、ミズダコ、ヤナギダコ、シライトイカバイを試験的に漁獲。ゆでたものを販売。一部は築地や名古屋にも出荷。
- 9月からは、上記3種に加え、キチジ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝（チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ、ナガバイ）の7種を対象（計10種）とした試験操業・販売を実施。一部、生鮮での出荷も実施。
- 10月下旬からは、試験操業海域を双葉沖まで拡大。
- 12月上旬からは、上記の10種に加え、アオメエソ（メヒカリ）、ミギガレイ（ニクモチ）、ズワイガニの3魚種の試験操業・販売を開始。
- 平成25年2月下旬からは、試験操業海域を更に南側へ拡大。



(参考)試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6～25年2月の試験販売の際には、生の状態とゆでた状態のものについて計471回、放射性物質の簡易検査を実施。結果は最高値で3.6 Bq/kg。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。

